

新型コロナウイルス感染症 に関する10月以降の 医療提供体制について

令和5年9月29日

記者発表資料

疾病・感染症対策課 022-211-2632

(1「公費支援」、4「患者支援体制」に関すること)

新型コロナ調整室 022-211-2658

(2「医療提供体制」、3「確保病床の運用」に関すること)

新型コロナワクチン接種推進室 022-211-2806

(5「ワクチン接種に関すること」)

- 1 公費負担の取扱い（外来治療費、入院費、新型コロナ治療薬）
- 2 医療提供体制に関する基本的な考え方
- 3 10月以降における確保病床の運用
- 4 患者支援体制
- 5 新型コロナワクチン接種

1 公費負担の取扱い（外来治療費、入院費、新型コロナ治療薬）

5月8日～9月30日

入院費・治療薬は公費支援あり

治療費
外来

- ・ 通常の保険診療
(原則として自己負担)

入院費

- ・ 高額療養費制度の
自己負担限度額から
最大2万円減額

治療薬
新型コロナ

- ・ 全額公費支援
(自己負担なし)

10月1日～令和6年3月31日

公費支援を減額・一部自己負担を導入

- ・ 通常の保険診療（9月までと変更なし）
※新型コロナ治療薬費用は除く

公費支援の額を減額

- ・ 高額療養費制度の自己負担限度額から
最大1万円減額

一部自己負担を導入

- ・ 医療費の自己負担割合に応じ段階的に設定
1割の方：3,000円
2割の方：6,000円
3割の方：9,000円

2 医療提供体制に関する基本的な考え方

5月8日～9月30日

医療体制

幅広い医療機関による対応

変更なし

自律的な通常対応

幅広い医療機関による対応

入院調整

医療機関同士での調整が基本

変更なし

入院要否は医療機関が判断

医療機関同士での調整が基本

行政の役割

体制移行に向けた環境整備

変更なし

完全移行に向け最長3月末まで支援

- ・ 設備整備の補助
- ・ 医療機関等情報支援システム（G-mis）適正運用の促進
- ・ 医療機関情報センターの運営
- ・ 入院調整困難時のサポート

3 10月以降における確保病床の運用

5月8日～現在

確保
病床

48病院
411床 (うち重症27床)



確保
以外
病床

確保病床を持つ上記の48病院を含め、
計100病院での受入体制
※病床数は常時変動 (最大実績252床)

- ・確保病床のみならず、幅広い医療機関で入院受入れ
- ・自院でコロナ患者が発生した場合は、引き続き自院対応
- ・回復後患者の転院促進を図り、病床の回転率向上を推進

10月1日～令和6年3月31日

確保
病床

段階Ⅰ	21病院	27床 (うち重症6床)
段階Ⅱ	35病院	107床 (うち重症12床)
段階Ⅲ	35病院	142床 (うち重症16床) ※最大時

- ・確保病床は感染拡大局面のみの取扱いとし、対象者は重症・中等症Ⅱ等に限定
- ・病床数は国が定める上限数の範囲内で運用



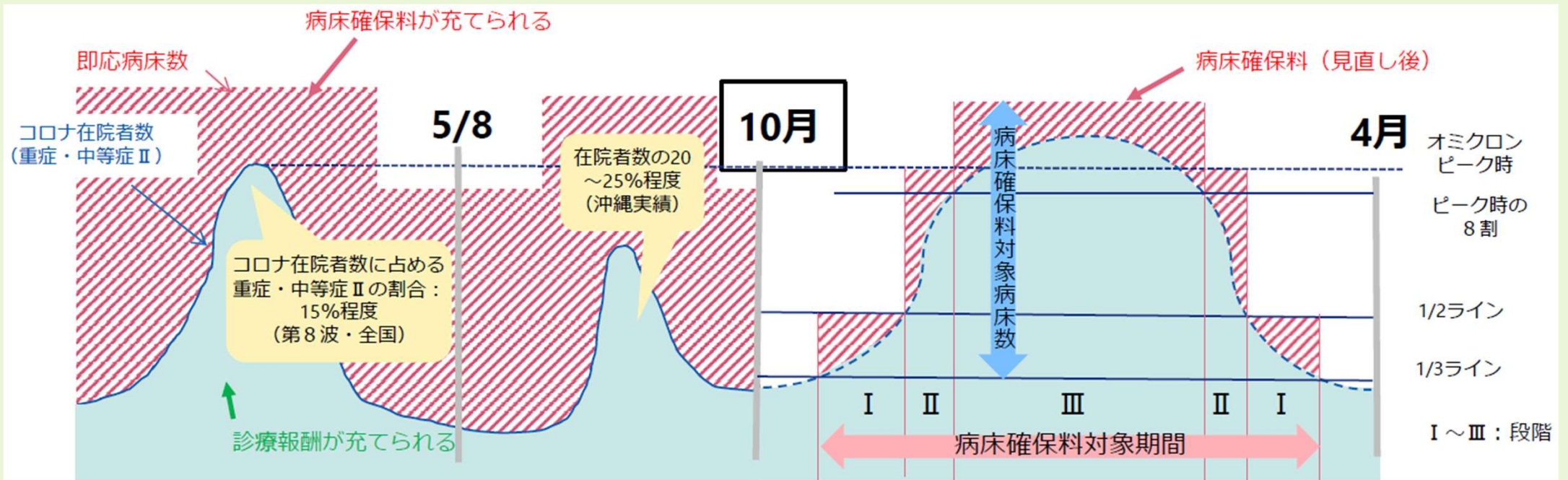
確保
以外
病床

確保病床を持つ上記の35病院を含め、
県内全132病院での受入を目指す

- ・左記に加え、確保病床によらない形での入院受入を一層促進

参考 1 : 10月以降における病床確保のイメージ

<病床確保のイメージ（重症・中等症Ⅱ）>



- ▶ 病床確保料は、段階ⅠからⅢまでの期間に重点化
- ▶ 冬の感染拡大に備え、一定数病床確保は継続するものの、来年4月の完全移行に向け、確保病床によらない入院受入を促進

参考 2 : 10月以降の宮城県における確保病床の目安

本県の在院者数ピーク : 652人 (R4.9.7) ※厚生労働省 (療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査より)

		感染拡大局面			
段階	0	I	II	III	
段階の 移行基準 (国の目安)		ピーク時の1/3の 在院者	ピーク時の1/2の 在院者	ピーク時の8割の 在院者	
移行基準に基づく 県の在院者数	~216人	217人~	326人~	522人~	
段階別 確保病床数 (県全体) (国の目安上限)	0床	27床	107床	142床 ※実際は感染状況による	

▶ 「段階Ⅲ」の即応病床数は確定的なものではなく、直近1週間の在院者数の伸び率等に基づき、その都度試算する必要がある。

4 患者支援体制

5月8日～9月30日

発熱外来

外来対応医療機関の指定、公表

10月1日～令和6年3月31日

継続


外来対応医療機関の更なる拡充

受診相談

受診情報センター

継続

3月末まで相談体制を継続（24時間）

 0120-056-203

宿泊療養

ケア付き宿泊療養施設

終了

9月末をもって終了

搬送

宿泊療養施設等への送迎

終了

9月末をもって終了

5 新型コロナウイルスワクチン接種

- コロナ感染による重症化予防を目的に、9月20日から「令和5年秋開始接種」がスタート。
- 重症化リスクが高い65歳以上の高齢者や基礎疾患をお持ちの方に接種が推奨されており、それ以外の方についても、初回接種を終えた方であれば接種可能。

	令和5年秋開始接種	備考
実施期間	9月20日～令和6年3月31日	接種実施日や方法等は市町村により異なる
接種費用	全額公費負担	全額公費負担は令和6年3月31日で終了
対象者	初回接種を終えた生後6か月以上の方	65歳以上の高齢者や基礎疾患をお持ちの方に推奨
使用ワクチン	オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン	前回接種から3か月以上の間隔を空けることが必要